

## Lonzaのサプライヤー 行動規範

---

### Lonzaについて

Lonzaの事業活動は、さまざまな業界の多くの人々の生活に影響を与えています。Lonzaがステークホルダーからの信用と信頼を維持するためには、一貫した適切な行動で、当社の価値観を世界中で確実に示す必要があります。

当社とステークホルダーの長期的な成功を確実に達成すべく、Lonzaは革新を進め、持続可能な経済、社会、環境へ向けた努力を続けています。Lonzaは、すべての事業活動において持続可能性に注力しており、最高の倫理基準を掲げています。

### コンプライアンス

Lonzaのサプライヤーは、より健康な世界を実現するという当社のミッションを実現する上で、重要な役割を果たしています。

Lonzaのサプライヤーは、適用される国際法、国内法、現地の法規制、契約上の合意、環境・社会・企業統治について国際的に認められている基準すべてに完全に準拠して、事業を行うことが求められています。

Lonzaは、本規範に記されている原則や期待に加え、当社が必要に応じて適宜提示する各種方針を、Lonzaの施設をはじめとする世界各地における活動や施設すべてにおいて、サプライヤーが厳守・遵守することを求めています。

この規範に記されている期待は、Lonzaが加盟している「国連グローバル・コンパクト」イニシアチブ、国際労働機関、世界各地で展開されている「Responsible Care®」プログラム、「責任ある供給」イニシアチブの原則に沿ったものですが、サプライヤーに求められる要素はこれらに限定されません。

Lonzaは、調査票、文書閲覧、現場監査といった形で、サプライヤーがこの行動規範を遵守していることを（Lonzaが直接、もしくは委託先の外部業者を通して）評価し、是正措置を要求する権利を留保します。Lonzaは、本文書に記されている原則と義務を遵守する上で、サプライヤーが彼らのサプライヤーを適宜評価または監査する権利を、Lonzaと同様に留保することを求めています。

この行動規範に準拠していない行動や状況が認められた場合、Lonzaは是正措置を要求したり、サプライヤーとの契約を直ちに終了したりする権利を留保します。

この行動規範は、必要に応じて適宜改訂されます。各サプライヤーは、最新版の行動規範を読み理解し、確実に遵守する責任を負っています。

2022年5月付けの版が、本規範の最新版です。

## 目次

1. 倫理 .....	3
2. 労働と人権 .....	4
3. 健康、安全、環境 .....	5
4. 企業統治と管理システム .....	6
5. 用語集 .....	7

## 1. 倫理

サプライヤーは、倫理的かつ公正な手段で事業を遂行し、誠実に行動することを約束するものとします。 サプライヤーは、以下の内容を遵守するものとします。

### a. 独占禁止法と公正な競争

- サプライヤーは、公正な商慣行を取り入れ、適用される競争法、反トラスト法、貿易法、規則、規制をすべて遵守して、自由に公正な競争に参加するものとします。

### b. 事業における誠実性と腐敗・贈収賄防止

- サプライヤーは、汚職、恐喝、横領、贈賄には、いかなる形態であっても関与してはなりません。
- 事業上の優位性を不当に取得または維持する目的で、事業上または政府との関係において、有価物を提供、示唆、受領することは、直接的か間接的かを問わず一切行ってはなりません。
- 現地の慣習や適用される法規制すべてに準拠した上でわずかな金銭的価値を有する贈答品や販促物を提供する場合を除き、サプライヤーは、有価物をLonzaの社員に対して提示することは慎むものとします。
- サプライヤーは常に、英国賄賂防止法や米国海外腐敗行為防止法をはじめとする、適用される腐敗防止法すべてを完全に遵守して事業活動に従事するものとします。

### c. 国際貿易管理

- サプライヤーは、国連の制裁規則、米国財務省外国資産管理局による制裁規則、米国輸出管理規則、2002年英国輸出管理法、欧州連合およびスイスの制裁規則をはじめとする、適用される貿易制裁法すべてを遵守するものとします。
- サプライヤーは、禁輸国、取引が制限されている人物、関連する政府から指定されている個人や法人と、禁止されている事業や取引を行ってはなりません。また、禁輸国や取引が制限されている人物、関連する政府から指定されている個人や法人が関与する取引で制限の対象となって

いるものを、第三者に対して持ちかけてはなりません。

### d. 利益相反

- サプライヤーは、Lonzaに対する契約上の義務を履行する際には、潜在的な利益相反および実際の利益相反を回避・管理すべく、合理的な注意を払うものとします。
- 利益相反が発生した場合は、潜在的か実際に生じたかを問わず、影響を受ける関係者全員に至急通知するものとします。

### e. 紛争鉱物

- サプライヤーは、武装集団や深刻な人権侵害の加害者に直接・間接問わず資金を提供したり利益をもたらしたりする採掘活動に由来する金属や鉱物、それらの派生物が、Lonzaに供給する製品に使用されていないことを確認するものとします。
- サプライヤーは、OECDの指示および「責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）」の報告要件に従い、（特にLonzaから要求された場合）必要なデューデリジェンスを実施し、鉱物の採掘、貿易、取り扱い、輸出の管理過程と状況を明確にし、紛争鉱物に関連するリスクを特定・評価するものとします。

### f. 責任ある調達と原産国

- サプライヤーは、違法な積み変えを利用している者と、故意に取引を行ってはなりません。
- サプライヤーは、合法で持続可能な調達を促進するため、原材料の供給源についてデューデリジェンスを実施するものとします。
- Lonzaから要請があった場合は、Lonzaに提供した原材料の由来や原産地を示す情報を開示するものとします。

### g. データプライバシー、データセキュリティ、知的財産

- サプライヤーは、一般データ保護規則（GDPR）に準拠した技術的・組織的対策をすべて実施・維持して、利用可能な機密情報や個人データを適切に収集、保存、使用するものとします。 サプライヤー、

サプライヤーの従業員、サプライヤーの顧客に関するデータを外部に委託する場合、適用法すべてに準拠し、権限を持つ個人か当事者のみがデータを評価するようにし、合意された目的においてのみ使用するものとします。EUまたはスイス、英国の国籍を有する者から収集した個人データを扱うサプライヤーは、データ保護やプライバシーに関する法の制限が緩い国に当該データを送信する場合、EU、スイス、英国の法規制への準拠を確実に保証するものとします。

- サプライヤーは、Lonzaからの事前の書面による同意なく、Lonzaの社名、Lonza関連会社の社名、Lonza製品の名称を、公に入手可能な資料や広告に使用してはなりません。

#### h. 懸念事項の特定

- サプライヤーは、職場で違法行為や不法行為が発生した際に、従業員が脅迫やハラスメント、報復に怯えることなく、秘密情報として懸念内容を共有できる通報窓口（法の許す範囲で匿名とする）を奨励・提供するものとします。
- 該当する報告が寄せられた場合、サプライヤーは内容を調査し、適切な是正措置を講じるものとします。
- Lonzaの事業におけるサプライヤーの業績に影響を与える可能性がある法的調査、訴訟、起訴、もしくはサプライヤーやLonzaの企業イメージダウンにつながる可能性のある法的調査、訴訟、起訴は、Lonzaに通知するものとします。

Lonza（Lonzaの従業員）による法規制やLonzaサプライヤー行動規範の違反の疑いがあり、懸念があるサプライヤー（サプライヤーの従業員）は、メール（[compliancegroup@lonza.com](mailto:compliancegroup@lonza.com)）またはLonza倫理・法令遵守ホットライン（[www.lonzaethicalshotline.com](http://www.lonzaethicalshotline.com)）を利用して報告できます。倫理・法令遵守ホットラインは多言語に対応しており、オンラインまたは電話で利用できます。国ごとにフリーダイヤルが設置されていますので、世界中で24時間いつでも利用できます。倫理・法令遵守ホットラインの運営は、

外部の通報専門事業者に委託しています。通報時には、法の許す範囲で、匿名で情報提供するオプションを選べます。通報内容にはすべて最高レベルの機密性が適用され、管理されます。

## 2. 労働と人権

サプライヤーは、労働者の人権を守り、尊厳と敬意を持って労働者に接することを約束するものとします。サプライヤーは、以下の内容を遵守するものとします。

#### a. 公正な待遇

- 非人道的な待遇（軍隊式の懲罰や体罰、性的虐待、性的嫌がらせ、心理的または物理的な強要、言語的虐待）がなく、このような待遇が行われる恐れのない職場を、従業員に提供するものとします。

#### b. 公正な労働時間、賃金、福利厚生

- サプライヤーは、労働時間、最低賃金、残業代、法定の福利厚生に関して適用される現地法すべてに準拠した、公正な報酬方針を設定するものとします。報酬と各種手当は、現地の生活水準を鑑み、適切な生活を送れるだけの金額を確保することを目指すものとします。
- 適用される国内法や国際労働機関（ILO）が提示する基準に従い、賃金の計算方法、残業要件、要件を満たす残業に対して支払われる賃金を、従業員に通知するものとします。
- 懲戒処分を理由とした賃金の控除は禁止します。
- 従業員が自らの意思で離職する際には、適用法に従い、従業員が遂行した業務に対する報酬全額を、離職前に遅滞なく支払うものとします。

#### c. 結社の自由と団体交渉の権利

- サプライヤーは現地の法律に従い、自由な結社、組合への自主的な参加、代理要請、苦情の提出、法違反容疑の通報、労働者評議会への参加といった行為を、差別・契約打ち切り・報復・脅迫・ハラスメントを恐れることなく実行するという、従業員の権利を尊重するものとします。

法律により制限が課せられる場合、サプライヤーは経営陣との対話を維持するために労働者が採用する打ち合わせや専用委員会、労働者コミュニケーションなどの合法的な代替法を妨害してはなりません。実行にあたって最適な改善策を決定する目的で、問題を話し合い、集団的な決定を下すこともできます。

- サプライヤーは、職場と報酬に関する問題の解決を図る上で、従業員が自由かつ率直なコミュニケーションを経営陣と直接取り、直接関わりを持つことを奨励するものとします。
- 従業員の代表者が報復や差別を恐れることなく与えられた役割を果たせるよう、代表者に不利益を与えてはなりません。

#### d. 差別の禁止

- 適用法に定義されているとおり、民族、出身国、肌の色、宗教、婚姻状況、性的指向、性同一性、性表現、信条、年齢、性別、障がい、退役軍人としての身分、その他これらに類する特性や地位に基づく労働者の差別は、一切禁止するものとします。
- 従業員全員が差別的な行為を通報できるよう、窓口や仕組みを整備するものとします。

#### e. 職業選択の自由（現代型奴隷、人身売買、児童労働、強制労働の禁止）

- 強制労働、収容所型の労働、年季奉公、債務返済労働、これらに類似するその他の形態の奴隷型労働といった、本人の意思に反する労働や懲罰として従事させる労働は禁止します。
- 事業運営を通して児童労働を用いることは、いかなる形態においても禁止し、国連グローバル・コンパクトの原則、国際労働機関（ILO）の労働基準、OECDが提示する責任ある事業に関するガイダンスに準拠して行動するものとします。現地の法律により最低就労年齢や義務教育が具体的に定められており、内容が上記の原則や基準などよりも厳格な場合は、現地の法律を優先するものとします。
- 自社の事業運営における児童労働の完全

撲滅を公言し、自社のサプライチェーン網における児童労働や強制労働（現代型奴隷制や人身売買も対象とする）は、いかなる形態であっても禁止するものとします。

- OECDの指示や、スイスの責任ある事業イニシアチブ（SRBI）に従い、必要なデューデリジェンスを実施するものとします（Lonzaから要求された場合は特に）。

### 3. 健康、安全、環境

サプライヤーは、従業員、顧客、訪問者、下請け業者、孫請け業者、その他これらの者が実施する活動によって影響を受ける可能性のある人々に、安全で健康的な職場環境を提供することを約束するものとします。サプライヤーは、環境への悪影響を最小限に抑えるため、環境に責任を持ち効率的な方法で運営することを約束します。サプライヤーは、以下の内容を遵守するものとします。

#### a. 労働者の健康と保護

- 化学・生物・物理的な危険への過度の曝露や、職場および社宅での過剰な肉体労働から、労働者を保護するものとします。
- 適切な数のトイレ、社員食堂、飲料水、適度な照明、安全な温度、換気、衛生を最低限満たす安全かつ清潔で衛生的な職場環境を、職場や社宅で提供するものとします。
- 事故や怪我のない職場環境を作り、事業活動に関連する職業病や健康問題の発生を予防し、危険な状況を特定・是正し、健康で安全な職場環境の継続的な改善に取り組むことを目指す方針を実施するものとします。

#### b. 非常時への準備と対応

- 職場や社宅における非常時を特定・評価し、緊急時の対策や手順を実施することで影響を最小限に抑えるようにします。

#### c. 工程における安全

- 化学的な工程や生物学的な工程で生じるリスクを特定し、化学物質や生物学的製剤などの物質の壊滅的な流出や放出を防

止し、発生時に対応するための管理プロセスを整備するものとします。このようなプロセスには、火災や爆発を防止するための具体的なプログラムも取り入れるものとします。

#### d. リスクに関する情報と研修

- 職場で特定されているリスクや危険物（医薬品化合物や医薬品中間材料など）に関連する安全情報を、従業員や請負業者に提供するものとします。
- 安全情報に関する研修を実施するものとします。

#### e. 環境に関する認可

- 適用される環境関連規制は、すべて遵守するものとします。環境関連の許可やライセンス、情報登録、制限で必須のものすべて取得し、事業や報告に関する要件に従うものとします。

#### f. 廃棄物と排出物

- サプライヤーは、廃棄物、廃ガス、廃水の取り扱い、移動、保管、処分、リサイクル、再利用、管理を確実に安全に実施するためのシステムを導入するものとします。人体や環境に害を及ぼす可能性がある廃棄物、廃水、廃ガスは、環境に放出する前に、適切に管理、制御、処理するものとします。活性医薬品の環境への放出も対象とします。

#### g. 流出と放出

- サプライヤーは、環境への偶発的な流放出を防止・軽減するためのシステムを整備するものとします。環境リスクをもたらす一切の偶発的な事態に対処するため、緊急時の手順を整備し、人員を配置するものとします。

#### h. 天然資源の保全と気候の保護

- サプライヤーは、事業効率を高め、天然資源（水、エネルギー源、原材料など）を保全し、危険物の使用を可能な限り避け、再利用・リサイクル活動に従事するための対策を講じるものとします。
- 明確な目標と改善方針を掲げ、環境上の改善を継続的に確認・実践するものとします。

- 環境や気候に配慮した製品やプロセス、技術の開発と使用に努めるものとします。

## 4. 企業統治と管理システム

サプライヤーは、組織全体で効果的な企業統治と管理システムを確立し、実行することを約束します。サプライヤーは、以下の内容を遵守するものとします。

#### a. 内部文書と規律

- サプライヤーは、必要な方針、規則、手順、ツール、指標を確立し、この行動規範に記載されている項目すべてへの遵守を保証し、サプライヤーとその従業員、コンサルタント、下請け業者、孫請け業者が自身の権利と義務を認識していることを保証するものとします。
- 社則への違反が判明した従業員に対しては、必要に応じて懲戒処分を課すこととします。ただし、罰金、体罰、嫌がらせ、名誉毀損、屈辱につながる内容の懲戒処分を行ってはなりません。

#### b. 研修とコンピテンシー

- 本サプライヤー行動規範、適用される法規制、一般に受け入れられている基準に記載されている、該当する原則や期待について、管理職や従業員が適度な知識と理解を得るためのサポートとして、適切な研修プログラムや研修手法を開発、実施、維持するものとします。
- この規範に記載されているとおり、苦情を報告するための窓口や仕組みを整備し、従業員全員が利用できるようにするものとします。

#### c. 情報と継続的改善

- サプライヤーは、Lonzaサプライヤーのスクリーニング、評価、監査、商談の過程で、LonzaまたはLonzaが業務を委託する評価・監査パートナーに、正確な情報を提供するものとします。サプライヤーは、Lonzaだけでなく、Lonzaの代理として業務に携わるサードパーティーに対しても、完全な透明性を保つ必要があります。
- Lonzaやその他の顧客からの要求に応じ

て、この行動規範に記されている項目についてリスクを定期的に特定・評価・管理する仕組みを取り入れ、業績目標を設定し、事業継続計画を実行し、内外部の評価や監査で特定された欠陥に対して必要な是正措置を講じることで、継続的改善へのコミットメントを示すものとします。

#### d. 持続可能性に関する期待の周知と不履行の通知

- サプライヤーは最善の努力を尽くし、本規範に記された原則と期待を自社の委託先や孫請け業者に周知するものとします。
- 本規約の内容に対する違反によりサプライチェーンが影響を受けている、もしくは影響を受ける可能性があることに気付いた場合、サプライヤーは直ちにLonzaにその旨を通知し、是正措置を提案するものとします。

## 5. 用語集

### 有価物

「有価物」には、現金、家族への贈答品、負債免除、融資、個人的な優遇、接待、食事や旅行、政治献金や慈善活動としての寄付、事業機会、医療などが含まれます。

### 贈収賄

贈収賄とは、事業上の優位性を不当に得ることを目的として有価物を提供・提示したり、約束したりすることを意味します。

### 紛争鉱物

鉱業は社会的・環境的リスクを潜在的に伴う集中的な作業であるため、適切に管理されない場合は、永続的な悪影響につながる恐れがあります。錫石、コロンブ石・タンタル石、鉄マンガン重石（それぞれ、スズ、タンタル、タングステン）の非常に一般的な派生物）、金（これらの鉱物の一般的な総称として、「3TG」と呼ばれます）に留まらず、非常に多岐にわたる金属や鉱物に社会的・環境的リスクが関連していると指摘する研究が、数多く発表されています。詳細は、以下を参照してください。

[www.responsiblemineralsinitiative.org](http://www.responsiblemineralsinitiative.org)

[スイスの紛争鉱物規制](#)

### 利益相反

利益相反とは、個人や家族単位で関与する利害関係、活動、関係のため、サプライヤーの従業員やサプライヤーの委託先が、事業上最善な行動を取りにくくなっている状況を指します。

### デューデリジェンス

デューデリジェンスとは、企業が環境、社会、ガバナンスに与える実際に生じる、および潜在的に生じる悪影響を特定し、評価し、防止し、軽減し、説明するための、継続的かつ積極的なプロセスです。

### 危険物

[国際連合欧州経済委員会](#)が作成した「化学品の分類および表示に関する世界統一システム（GHS）」の定義に準じます。

### 人身売買

人身売買とは、暴力、欺瞞、強要を通じて人を採用、収容、輸送し搾取環境に送り込み、本人の意思に反して労働に従事させる行為を指します。

### 違法な積み替え

違法な積み替えとは、許可されている割り当て分、追加の関税や料金、貨物に適用されるその他の規制を回避する目的で、原産国を偽る行為を指します。

### 国際労働機関（ILO）

[国連機関のILO](#)では、国連加盟国187か国の政府、雇用主、労働者が協力し、労働基準や政策を策定し、あらゆる従業員が適正な労働環境で就労できるようにするためのプログラムを考案しています。

### サプライヤー

サプライヤーとは、あらゆる種類の商品、原材料、サービスをLonzaやLonzaの子会社に提供する第三者の法人や自然人を指します。サプライヤーには、このような第三者

が利用するサプライヤー、製造代理会社、非正規雇用者、下請け業者も含まれます。

## 責任ある鉱物イニシアチブ (RMI)

責任ある企業同盟 (RBA) とグローバルe-サステナビリティ・イニシアチブ (GeSI) のメンバーが2008年に立ち上げたRMIは、サプライチェーンで責任ある鉱物調達に取り組む企業の間で利用・認識されているリソースを代表する存在となっています。

## 責任ある調達

責任ある調達とは、調達の意思決定時に、社会・環境・企業統治・倫理に関する基準に準拠するというLonzaの取り組みを意味します。

## 国連グローバル・コンパクト (UNGC)

国連グローバル・コンパクト (UNGC) とは、普遍的な持続可能性の原則 (別名「[国連グローバル・コンパクトの10原則](#)」) を実践し、[持続可能な開発目標](#)をはじめとする国連の目標を支持するというCEOのコミットメントに基づく、[国連 \(UN\)](#) 主導の自主的なイニシアチブを指します。

## 貿易制裁の適切な情報源

国際連合 (UN)  
米国 財務省外国資産管理局の制裁規則  
米国 輸出管理規則  
2002年英国輸出管理法  
欧州連合 (EU)

## 経済協力開発機構 (OECD)

[OECD](#) は、より良い生活のためのより良い政策の策定に取り組む国際組織です。

## レスポンシブル・ケア世界憲章 (Responsible Care®)

レスポンシブル・ケア世界憲章とは、化学物質のライフサイクル全体の安全な管理を目指す、世界各地の化学産業が団結して取り組むコミットメントを指します。このコミットメントを通して、生活の質の改善を目指し、持続可能な開発に貢献しています。

## [レスポンシブル・ケア - 国際化学工業協会協議会](#)

## スイスの責任あるビジネスイニシアチブ (SBI)

[スイスの紛争鉱物に関する新規制](#)におけるデューデリジェンス要件は、[EU規則2017/82137](#)の要件に準じて定義されています。規制対象の企業や個人は、[紛争の影響を受けた高リスク地域 \(CAHRA\) を原産地とする鉱物の責任あるサプライチェーンに関するOECDデューデリジェンスの手引き](#)に基づく5段階の枠組みを実行する必要があります。

商標はすべて、LonzaもしくはLonzaの系列会社、または該当する各サードパーティーに帰属します。本文書に記載されている情報は正確であると考えられるものであり、最新の科学的知識および技術的知識が反映されています。ただし、これらの情報の正確性や、これらの情報を使用することによる結果については、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行われません。製品によっては、利用できない市場やアプリケーションがあります。利用者は、Lonza Group Ltdが提供する製品、およびLonza Group Ltdが提供する情報と推奨事項が、(i) 意図されたプロセスや目的に適合しており、(ii) 環境、健康、安全に関する法令を遵守しており、(iii) 第三者の知的財産権を侵害しないことを各自で確認して判断する必要があります。

© 2022 Lonza

Lonza Group Ltd

Muenchensteinerstrasse 38

CH-4002 Basel

Switzerland

[www.lonza.com](http://www.lonza.com)